

令和4年度

# PTA 総会

Web回答期限：令和4年6月5日(日)



## 垣花小学校PTA

〒900-0072 那覇市山下町17番1号

TEL 098-917-3321 / 080-9852-1692

FAX 098-917-3361

Mail [kaki.pta@gmail.com](mailto:kaki.pta@gmail.com)

# 令和4年度 垣花小学校PTA総会

## 議 題

- (1) 令和3年度 PTA活動報告
- (2) 令和3年度 PTA会費決算報告
- (3) 令和3年度 学校教育活動援助費決算報告
- (4) 令和3年度 特別会計積立報告
- (5) 令和3年度 会計監査報告
- (6) 令和4年度 PTA役員改選
- (7) 令和4年度 PTA活動計画(案)の承認
- (8) 令和4年度 PTA会費予算(案)の承認
- (9) 令和4年度 学校教育活動援助費(案)の承認
- (10) PTA感謝状贈呈者

# 令和3年度 PTA活動報告

月	日	曜	活動内容	担当役員	場所
4	8	日	入学式	学校行事	垣花小:1階ワークスペース
	12	月	PTA会計監査	監査役・PTA会長 教頭・PTA事務	垣花小:ミーティングルーム
	12	月	第1回PTA三役会	三役	垣花小:ミーティングルーム
	16	金	PTA事務担当者研修	PTA事務	なは市民協働プラザ
	22	木	那覇市PTA連合会第12回正副会長会・第6回理事会	学校長	なは市民協働プラザ
6	24	木	スクールゾーン立哨輪番表作成・配布	校外指導部(1学年)	
7	5	月	給食費監査	PTA会長	小禄中:校長室
	9	金	広報紙『ふでかけ(第110号)』作成	広報部(4学年)	垣花小:ミーティングルーム
	14	水	童話・お話大会担当者研修会	文化教養部(2学年)	なは市民協働プラザ
	15	木	第1回小禄ブロック会議	PTA会長・学校長	小禄南小:体育館
8			広報紙『ふでかけ(第110号)』発行	広報部(4学年)	
9	24	金	スクールゾーン立哨輪番表作成・配布	校外指導部(1学年)	
	29	水	第2回PTA三役会	三役	垣花小:校長室
10	5	火	通学路安全対策会議	PTA会長(欠席)	那覇市役所
	19	火	第2回小禄ブロック会議	PTA会長・学校長	小禄南小:体育館
11	14	日	運動会	全児童・保護者・教職員	垣花小:運動場
	25	木	避難訓練(津波想定)	全児童・教職員・PTA事務、他	ふでかけ山
	26	金	第3回小禄ブロック会議	学校長	小禄南小:体育館
	27	土	那覇市青少年健全育成市民会議創立40周年式典	PTA会長・学校長	パンフィックホテル
12	8	水	スクールゾーン立哨輪番表作成・配布	校外指導部(1学年)	垣花小:ミーティングルーム
3	17	木	第4回小禄ブロック会議	PTA会長・学校長	小禄南小:体育館
	22	火	スクールゾーン立哨輪番表作成・配布	校外指導部(1学年)	

## 《 中止となった活動 》

- ・ PTA総会 → Web
- ・ 第1回、第2回、第3回PTA評議員会 → 書面
- ・ 学校評議委員会
- ・ 夏休み夜間パトロール、ラジオ体操
- ・ 第1回、第2回、第3回PTA作業
- ・ うるく地域づくり連絡協議会総会 → 書面
- ・ 那覇市青少年健全育成市民会議総会 → 書面
- ・ 那覇地区PTA連合会定期総会 → 書面
- ・ 沖縄県PTA研究大会那覇地区大会 → 書面
- ・ 那覇市PTA連合会基金造成ボウリング大会
- ・ 那覇市PTAバレーボール大会
- ・ 那覇市PTA広報担当者研修会
- ・ 童話・お話・意見発表大会
- ・ 那覇市PTA連合会会長賞受賞祝賀会
- ・ 那覇地区PTA研修会 → YouTube
- ・ 安全制度説明会 → Web
- ・ スクールゾーン連絡協議会
- ・ スクールゾーン定期総会 → 書面

## 令和3年度 PTA会費 決算書

### 収入の部

費目	令和3年度予算	令和3年度決算	増減	摘要
1 会費	991,200	1,019,500	28,300	500円×2,039(延べ人数)
2 雑収入	6	8	2	預金利息(2月)
3 繰越金① 年度初め運用資金	200,000	200,000	0	
4 繰越金② ①以外の繰越金	522,874	522,874	0	
合計	1,714,080	1,742,382	28,302	

### 収入合計(A)

### 支出の部

費目	令和3年度予算	令和3年度決算	予算残高	摘要
1 会議費	10,000	1,661	8,339	会議用お茶
2 消耗品費	30,000	19,181	10,819	コピー用紙、日付印、ファイル、クリップ、のり、コピーカウント料
3 通信費	5,000	3,920	1,080	切手
4 手当費	611,000	611,000	0	PTA事務手当
5 総務費	70,000	41,690	28,310	表彰記念品、労働保険料、肖像写真額縁、香典
6 保体費	25,000	0	25,000	バレーボール大会中止
7 広報費	40,000	7,160	32,840	広報誌印刷
8 環境整備費	60,000	0	60,000	PTA作業中止
9 校外指導費	10,000	0	10,000	夜間パトロール中止
10 文化教養費	25,000	6,000	19,000	お話大会研修交通費、お話大会参加景品
11 学年費	104,350	50,129	54,221	学年レク中止による記念品(マスクケース)
12 渉外費	29,660	30,780	-1,120	安全会共済掛金 ¥150×203世帯・準会員含む・振込手数料
13 分担費	85,000	80,345	4,655	各種分担金、年会費
14 雑費	409,070	55,950	353,120	PTA事務手研修交通費、PTA事務用パソコン買替え
15 予備費	200,000	0	200,000	年度初め運営資金(会費の初回振替が6月のため)
合計	1,714,080	907,816	806,264	

### 支出合計(B)

収入合計(A)		支出合計(B)		次年度繰越額
1,742,382	—	907,816	=	834,566

## 令和3年度 学校教育活動援助費 決算書

### 収入の部

費目	令和3年度予算	令和3年度決算	増減	摘要
1 会費	881,790	911,750	29,960	¥350×2,605(延べ人数)
2 雑収入	5	6	1	預金利息(8月)
3 繰越金	541,596	541,596	0	
合計	1,423,391	1,453,352	29,961	

### 収入合計(A)

### 支出の部

費目	令和3年度予算	令和3年度決算	予算残高	摘要
1 学校行事費	175,000	154,857	20,143	新離任職員花、入学卒業用花、新入生リボン、卒業生コサージュ
2 児童奨励費	30,000	500	29,500	書き初め展出品
3 飼育費	30,000	0	30,000	那覇市予算より支出
4 環境充実費	100,000	90,703	9,297	校内菜園、ネズミ獲り、虫よけ、戸棚修理用品、玄関溝埋め
5 保健衛生費	80,000	1,155	78,845	内科検診医師看護師お茶
6 児童福祉費	51,570	48,870	2,700	スポーツ振興センター共済掛金 ¥270×181児童
7 教材補助費(新聞)	0	0	0	
7 教材補助費(クラブ・授業)	80,000	64,438	15,562	体育館プール施設利用料、水泳授業用関係、☆教材プリント
8 印刷消耗費	50,000	47,520	2,480	印刷機用インク
9 研修補助費	50,000	33,210	16,790	校内研修講師代や交通費、各研修参加費及び分担金
10 図書費	350,000	349,856	144	学校図書購入
11 特別支援活動費	6,500	0	6,500	
12 雑費	420,321	3,000	417,321	平和集会講師謝礼
合計	1,423,391	794,109	629,282	

### 支出合計(B)

収入合計(A)		支出合計(B)		次年度繰越額
1,453,352	—	794,109	=	659,243

☆ 教材プリントについて・・・教科書出版社変更により、全学年分の教材プリント(国語・算数)を購入  
7. 教材補助費(クラブ・授業)より、教材プリント代¥40,524支出

# 令和3年度 周年積立金 報告

収入

令和4年3月31日現在

前年度繰越金	1,597,224
今年度収入	366,400
預金利息	12
収入合計	1,963,636

※ 200円/月(世帯ごと)

残 高

1,963,636 円

※ 周年事業終了後、その制度を引き継ぐ形で「特別会計積立基金」として  
引き続き会費積立することが『特別会計規約』として総会にて承認されました。

## 特別会計規約

### 1.積立基金

目的 …… 10年毎の創立記念事業費及び体育館新築計画に伴う  
備品費用積立実施の為

### 2.本会計の支出は次のとおりとする

- ① 特別会計積立基金は主に10年毎の周年事業開催資金を目的とし、  
期成会(実行委員会)発足時は運用を委託できるものとする。
- ② 上記①以外の支出については、評議員会の承認を得るものとし、  
総会にて報告する。

# 監 査 報 告 書

1. 監 査 月 日            令和 4 年 5 月 16 日 (月曜日)
2. 監 査 場 所            垣 花 小 学 校
3. 監 査 帳 簿

- (1) PTA 会費    金銭出納簿
  - ア     PTA 予算
  - イ     学校教育活動予算
  - ウ     周年積立予算
  
- (2) その他関係帳簿
  - ア     証憑書類
  - イ     普通預金通帳

以上監査するにあたっては、所定の手続きにより監査した結果関係帳簿も正規の係数が記帳され、歳入・歳出の決算額は適正に表示され、歳計現金については、沖縄海邦銀行 小禄支店に預金されていることを認めます。

令和 4 年   5 月 16 日 ( 月 曜日)

垣花小学校 PTA 監査員

花岡 麗華



新里 直美



監査立会人

垣花小学校 PTA

下地 涉



垣花小学校

伊志 嶺 清



## 令和4年度 執行部役員(案)

役職	役員氏名	児童名
会長	下地 涉	希海(6年) 航樹(3年)
副会長	新里 康	教頭
副会長	金城 佑佐	朝陽(6年) 陽色(3年)
副会長	高良 泰雄	一颯(6年)
副会長	儀間 由加理	天音(3年)
副会長	新垣 武巳	武蔵(3年) 瑠梨(2年)
副会長	松葉 健司	笑奈(3年)
幹事	下地 林	教務主任
監査	仲村 礼乃	外部監査
監査	新城 綾子	明莉(6年) 愛利(4年) 安翔(2年)
PTA事務	新崎 真紀子	大智(6年) 百音(4年) 颯月(2年) 梨乃(1年)
参与	伊志嶺 清	学 校 長



## 令和4年度 PTA評議員(案)

【 1学年 校外指導部 】 7名

組	役員氏名	児童名
1	新崎 真紀子	梨乃
1	金城 清子	梨月
1	宮里 えみ	莉未
2	東江 直美	杏
2	新垣 綾乃	那津芽
2	下田 美紀	菜々美
2	新里 彩子	紅采

【 2学年 文化教養部 】 5名

組	役員氏名	児童名
1	田本 秀輔	幸嗣
1	柏木 早香	咲太朗
1	本間 宏隆	晴也
1	川添 由美子	晴太
1	賀数 章子	大介

【 3学年 保健体育部 】 6名

組	役員氏名	児童名
1	松本 優美	貴悠
1	金城 清子	将太
1	島田 孝明	瑠奈
1	城田 沙弥	悠人
1	新垣 あゆみ	武蔵
1	大久保 美帆	聡亮

【 4学年 広報部 】 6名

組	役員氏名	児童名
1	賀数 晶子	一心
1	富澤 千尋	栞
1	森下 千津子	辰悦
1	金城 光哉	夏菜子
1	浅田 あゆみ	儉星
1	賀数 まりな	想

【 5学年 総務部 】 6名

組	役員氏名	児童名
1	出村 謙太	香蓮
1	川元 まさみ	柚子希
1	新垣 菜美	龍真
1	宮城 皐月	陽愛
1	井出 香那	幸史朗
1	ウォーカー 由紀枝	ラナ

【 6学年 環境整備部 】 10名

組	役員氏名	児童名
1	東江 智	琴音
1	與那 友紀子	茶友
1	大城 さゆり	雄之介
1	高良 絹枝	樟英
1	玉城 由香里	花那
1	與儀 幸乃	知佑
1	名嘉 美由紀	溪舟
1	永島 理加	愛陽
2	野國 吉恵	昌梧
2	金城 奈緒子	心晴

# 令和4年度 活動計画書(案)

月	学校行事	執行部	校外指導部(1学年)	文化教養部(2学年)	月
4	7 始業式・新任式 8 入学式 27 春の遠足	7 正副会長			4
5	16 三役会議 27 PTA評議員会	16 PTA会計監査 16 三役会議 19 正副会長 27 PTA評議員会	★ 連絡網作成 ★	★ 連絡網作成 ★	5
6	5 授業参観/引き渡し訓練 26 第1回PTA作業	5 県・地区P定期総会 5 PTA総会 9 正副会長・理事会 15 安全制度説明会 20 常置委員会 26 第1回PTA作業	5 PTA総会 5 授業参観/引き渡し訓練 26 第1回PTA作業  ★スクールゾーン輪番表作成★	5 PTA総会 5 授業参観/引き渡し訓練 26 第1回PTA作業	6
7	20 1学期前半終了日 21～夏休み 21-26 個人面談	7、28 正副会長  ★ 夏休み夜間パトロール	※ 学年親子レク ★ 夏休み夜間パトロール	13 童話・お話大会担当者研修会 15 家庭教育研修会 ※ 学年親子レク ★ 夏休み夜間パトロール	7
8	26 1学期後半始業日 31 授業参観	★ 夏休み夜間パトロール 26-27 日P山形大会	★ 夏休み夜間パトロール	★ 夏休み夜間パトロール	8
9	★ 校内童話お話大会 7-8 自然教室(5年) 21-22 修学旅行(6年) 27 小祿童話・お話大会	★ 校内童話お話大会 1 正副会長 17 那覇地区PTA研修会 27 小祿童話・お話大会	★スクールゾーン輪番表作成★	★ 校内童話お話大会 27 小祿ブロック童話・お話大会	9
10	★ 三役会 ★ PTA評議員会 7 1学期終業式 17 2学期始業式 23 第2回PTA作業	★ 三役会 ★ PTA評議員会 6 正副会長 27 正副会長・理事会 23 第2回PTA作業	★ PTA評議員会 23 第2回PTA作業	★ PTA評議員会 23 第2回PTA作業	10
11	★ 小祿地区大運動会 5 那覇地区童話・お話大会 13 運動会	5 那覇地区童話・お話大会 13 運動会	13 運動会	25 那覇地区童話・お話大会 13 運動会	11
12	★ 沖縄県童話・お話大会 24 2学期前半終了日	★ 沖縄県童話・お話大会 1 正副会長 17-18 日P九州おきなわ大会	★スクールゾーン輪番表作成★		12
1	5 2学期後半始業日 ★ 三役会	★ 三役会 5 正副会長		22 沖縄県童話・お話大会	1
2	★ PTA評議委員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内)	3 学校保健委員会 3 理事会 ★ PTA評議委員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内) 26 第2回常置委員会	★ PTA評議委員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内)	★ PTA評議委員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内) 18 家庭教育委員会	2
3	23 卒業式 24 修了式・離任式	2 正副会長 2 理事会	★スクールゾーン輪番表作成★		3

※学年親子レクは、親睦を深める行事なので、なるべく年度の前半に開催してください。

# 令和4年度 活動計画書(案)

月	保健体育部(3学年)	広報部(4学年)	総務部(5学年)	環境整備部(6学年)	月
4					4
5	★ 連絡網作成 ★	★ 連絡網作成 ★	★ 連絡網作成 ★	★ 連絡網作成 ★	5
	27 PTA評議員会	27 PTA評議員会	27 PTA評議員会	27 PTA評議員会	
6	5 PTA総会 5 授業参観/引き渡し訓練 13 市Pバレー名簿〆切提出 22 市Pバレー代表者会議 26 第1回PTA作業	5 PTA総会 5 授業参観/引き渡し訓練 14 広報研修会 26 第1回PTA作業 <b>★広報誌発行★</b> (職員紹介など)	5 PTA総会 5 授業参観/引き渡し訓練 26 第1回PTA作業	5 PTA総会 5 授業参観/引き渡し訓練 26 第1回PTA作業	6
7	3 市P連バレーボール大会 ※ 学年親子レク ☆ 夏休み夜間パトロール	※ 学年親子レク ☆ 夏休み夜間パトロール	※ 学年親子レク(十三祝) ☆ 夏休み夜間パトロール	※ 学年親子レク ☆ 夏休み夜間パトロール	7
8	☆ 夏休み夜間パトロール	☆ 夏休み夜間パトロール	☆ 夏休み夜間パトロール	☆ 夏休み夜間パトロール	8
9					9
10	☆ PTA評議員会 23 第2回PTA作業	☆ PTA評議員会 23 第2回PTA作業	☆ PTA評議員会 23 第2回PTA作業	☆ PTA評議員会 23 第2回PTA作業	10
11	☆ 小祿地区大運動会 13 運動会	13 運動会 <b>★広報誌発行★</b>	13 運動会	13 運動会	11
12					12
1					1
2	☆ PTA評議員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内)	☆ PTA評議員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内)	☆ PTA評議員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内)	☆ PTA評議員会 5 市Pボウリング大会 12 第3回PTA作業(校内)	2
3				23 卒業式	3

※学年親子レクは、親睦を深める行事なので、なるべく年度の前半に開催してください。

## 令和4年度 PTA会費 予算(案)

### 収入の部

費目		令和3年度予算	令和4年度予算	増減	摘要
1	会費	991,200	1,056,000	64,800	¥500×12ヶ月×㊸160世帯 ¥500×12ヶ月×㊹16名
2	雑収入	6	6	0	預金利息(2月)
3	繰越金① 年度初め運営資金	200,000	300,000	100,000	
4	繰越金② ①以外の繰越金	522,874	534,566	11,692	
合計		1,714,080	1,890,572	176,492	

### 支出の部

費目		令和3年度予算	令和4年度予算	増減	摘要
1	会議費	10,000	0	-10,000	会議用お茶
2	消耗品費	30,000	25,000	-5,000	用紙、封筒、その他事務用品、コピーカウン ト料、PTA行事務用紙コップ・割りばしなど
3	通信費	5,000	75,000	70,000	切手、スマホ利用料など
4	手当費	611,000	686,000	75,000	PTA事務手当て
5	総務費	70,000	50,000	-20,000	表彰記念品、研修会参加費用、 慶弔費、労働保険料など
6	保体費	25,000	5,000	-20,000	バレーボール大会参加費など
7	広報費	40,000	20,000	-20,000	広報誌印刷代・研修交通費など
8	環境整備費	60,000	40,000	-20,000	PTA作業時の道具・機器・燃料など
9	校外指導費	10,000	5,000	-5,000	夜間パトロール時の懐中電灯など
10	文化教養費	25,000	20,000	-5,000	童話お話大会運営に関わる費用、 研修交通費など
11	学年費	104,350	110,000	5,650	1～6学年(5学年以外)¥450×196名 5学年¥550×34名
12	渉外費	29,660	30,000	340	安全会共済掛金 ¥150×189世帯 (P177+準12)・振込手数料
13	分担費	85,000	90,000	5,000	市P連分担金、他各種年会費など
14	雑費	409,070	434,572	25,502	他費目に含まれないもの
15	予備費	200,000	300,000	100,000	年度初め運営資金 (会費振替が6月からのため)
合計		1,714,080	1,890,572	176,492	

## 令和4年度 学校教育活動援助費 予算(案)

### 収入の部

費目		令和3年度予算	令和4年度予算	増減	摘要
1	会費	881,790	957,600	75,810	¥350×12ヶ月×228名(全児童数)
2	雑収入	5	5	0	預金利息(8月)
3	繰越金	541,596	659,243	117,647	
合計		1,423,391	1,616,848	193,457	

### 支出の部

費目		令和3年度予算	令和4年度予算	増減	摘要
1	学校行事費	175,000	175,000	0	入学・卒業式用花、創立記念品、その他学校行事に関わる費用
2	児童奨励費	30,000	30,000	0	交流会、発表会、コンクール出展料
3	飼育費	30,000	0	-30,000	那覇市予算より支出
4	環境充実費	100,000	60,000	-40,000	校内菜園花や野菜の種苗・土・肥料、その他校内充実費用
5	保健衛生費	80,000	50,000	-30,000	保険衛生消耗品、保健会議費
6	児童福祉費	51,570	62,100	10,530	スポーツ振興センター共済掛金 ¥270×230名(準・要保護は含めず)
7	教材補助費 (用紙)	0	100,000	100,000	プリント用紙、画用紙、工作用紙など
	教材補助費 (クラブ・授業)	80,000	80,000	0	水泳授業の施設費や氷代、教材プリント、その他クラブ・授業に関わるもの
8	印刷消耗費	50,000	50,000	0	印刷機用インク・トナーなどの消耗品
9	講話・研修等 補助費	50,000	50,000	0	校内研修や平和集会の講師代、各研究会参加費、分担金など
10	図書費	350,000	350,000	0	学校図書購入費
11	特別支援 活動費	6,500	6,000	-500	特別支援教育に関わる諸活動 (¥500×12名)
12	雑費	420,321	603,748	183,427	他費目に含まれないもの
合計		1,423,391	1,616,848	193,457	

## 令和4年度 感謝状贈呈者

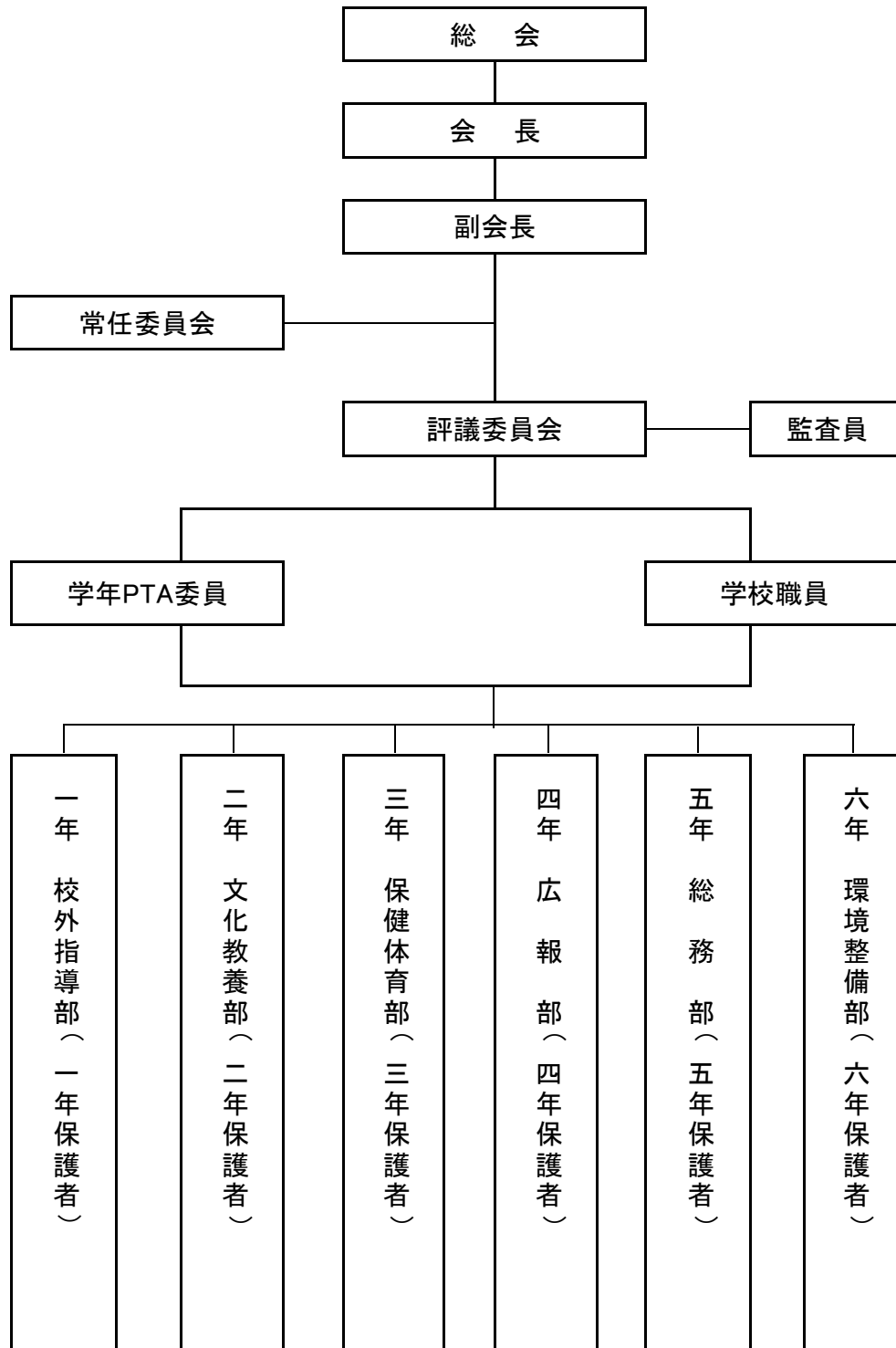
### 【 地域 】

	氏 名	活動内容
1	新里 直美	会計監査員 他
2	金城 信栄	交通安全指導員 他

# 資 料

- 那霸市垣花小学校PTA組織図 …… 1
- 那霸市垣花小学校PTA会則 …… 2
- 那霸市垣花小学校PTA細則 …… 6
- 2022年度 年間行事予定 …… 8

# 那覇市立垣花小学校PTA組織図





# 那覇市立垣花小学校PTA会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は那覇市立垣花小学校PTAと称し、事務局を垣花小学校事務室におく。

所在地：那覇市山下町17番1号

(組 織)

第2条 本会の会員は次の通り組織する。

1. 本校の児童の保護者または保護者の代理となる者。
2. 本校に勤務する職員
3. 本会の趣旨に賛同し、評議委員会で認められた者。

(会 員)

第3条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有し、会費を納入しなければならない。

## 第2章 目 的 及 び 活 動

(目 的)

第4条 本会は、児童の健全育成及び福祉増進のため、学校・家庭・地域社会において、保護者と教員が協力し、教育の向上と併せて会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

(活 動)

第5条 前条の目的を達成するために、下記の活動をする。

1. 学校及び地域社会の教育的環境の整備に関すること。
2. 児童の健全育成と成果活動に関すること
3. 児童の健康・教育・福祉に関すること。
4. 会員相互の研修・親睦に関すること。
5. その他、この会の目的を達成する必要な事項に関すること。

(方 針)

第6条 本会は児童の教育と福祉を本旨とする団体として次の方針に従って活動を行う。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する団体及び機関の活動に協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為を行わない。
3. 本会はいかなる団体の支配や干渉も受けない。

## 第3章 役 員 ・ 委 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く

1. 会 長 1名 評議員会で選出し総会承認する。
2. 副会長 4名以上とし、うち1名は教頭があたり、3名以上は評議委員会で選出し総会で承認する。
3. 書 記 1名 副会長が兼務する。
4. 庶務会計 1名 会長が委嘱する。

5. 参 与 1名 学校長があたる。

(委 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 常任委員会 正副会長・参与・学年委員長・幹事で構成する
2. 評議員 正副会長・参与・学年委員長・幹事で構成する
3. 学年委員 学年委員は各学年から3名以上選出し学級担任で構成し正副委員長は学年委員の保護者で互選する。
4. 専門部 6つの部を置き学年に適した専門部を割り当てる。  
各学年委員長が統括し会員全員に割り当てる。
  1. 校外指導部
  2. 文化教養部
  3. 保健体育部
  4. 広報部
  5. 総務部
  6. 環境整備部
5. 幹 事 幹事は1名とし、教務へ会長が委任する。
6. 監査員 監査員は2名とし評議委員会で選出し、総会で承認する。

(任務)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
3. 常任委員
  - (1) 評議員会へ提案する議案の審議をする。
  - (2) 予算の編成、会則の審議をする。
  - (3) 特別会計の運営をする。
4. 評議員
  - (1) 正副委員長・監査員を選出し、総会に報告する。
  - (2) 会運営事項の審議・各部の事業計画の承認をする。
  - (3) 会運営事項の審議・各部の事業を計画する。
  - (4) 緊急の場合は総会に変わることができる。ただしその場合は決議事項を次の総会に報告する
5. 学年委員会 学校PTAに関する事項を審議し、第2章の目的を達成するための諸活動を行う
  - 文化教養部 家庭学級・社会見学・社会行事への協力に関すること。  
ベルマークに関すること。
  - 校外指導部 郊外生活指導・不良化防止・安全教育及び安全対策に関する  
こと。
  - 保健体育部 児童並びに会員の保健・体育に関すること。
  - 広 報 部 広報活動に関すること

- |        |                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------|
| 総務部    | 会全体に関する事項の企画・各部との連携並びに他の部に所属しない事項に関すること。家庭学習支援に関すること。 |
| 環境整備部  | 学校内外諸施設の整備充実に関すること。                                   |
| 6. 幹事  | 庶務を処理し、PTA事務職員を管理する。                                  |
| 7. 監査員 | 会計を監査し、その結果を評議員会・総会に報告する。                             |
| 8. 参与  | 参与は、集会に出席して助言することができる。                                |

(任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会議

第11条 本会の会議は次の通りとする

1. 総会 年一回(5月)開催し、会長が必要と認めるとき臨時に開くことができる。
  - (1) 決算の承認をする。
  - (2) 予算の承認をする。
  - (3) 会務を報告する。
  - (4) 会長・副会長・監査員の承認をする
  - (5) 会則の承認をする。
  - (6) その他必要事項。
2. 評議員会 評議員会は年3回開催し、会長が必要と認めるとき臨時で開くことができる
3. 常任委員会 会長が必要と認めるとき開くことができる。
4. 学年委員会・専門部会 学年委員長が必要と認めるとき開くことができる。
5. 学級PTA 学年委員長が必要と認めるとき開くことができる。

#### 第5章 会計及び経理

(経理)

第12条 本会の活動に要する経費は会費及び寄付金、その他の収入を持って充てる。

(会費)

第13条 PTA会費は毎月納入するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会計監査)

第15条 本会の会計は毎年1回以上監査を受けるものとする。

第16条 本会の会計は会計監査役が監査し、総会で報告し、承認を得なければならない。

(予算の支出)

第17条 予算を支出するには会長または会長が委任した者の承認を得なければならない。

(支出の範囲)

第18条 年度支出総額を超えて予算を支出することはできない。ただし、収入予算の増があった場合は、その範囲内において年度支出予算額を超えて支出することができる。

(予算の流用)

第19条 予算項目間の流用は常任委員会の承認を受けなければならない。

(予算の繰り越し使用)

第20条 予算の支出は会計年度内に行うことを原則とする。ただし、やむなく繰り越し支出する場合は常任委員会の承認を得なければならない。

(PTA事務)

第21条 PTA事務員は庶務・会計を処理する。

(財産)

第22条 本会の財産の保管及び予算の執行は、会長がこれを学校長に委嘱することができる。

(細則)

第23条 この会の運営に関し、必要な細則は、会則に反しない範囲において評議委員会の決議により決める。

第24条 細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第6章 会 則

第25条 本会の会則は総会の決議により改正することができる。

### 付 則

**本会則は昭和27年4月1日より実施する。**

この会則は昭和50年5月31日一部改正

この会則は昭和52年6月18日一部改正

この会則は昭和54年3月 5日一部改正

この会則は昭和58年5月31日一部改正

この会則は昭和60年5月25日一部改正

この会則は昭和61年5月19日一部改正

この会則は昭和62年5月23日一部改正

この会則は平成 6年5月28日一部改正

この会則は平成 7年6月 3日一部改正

この会則は平成15年5月23日一部改正

この会則は平成17年6月 3日一部改正

この会則は平成19年5月25日一部改正

この会則は平成20年5月23日一部改正

この会則は平成23年5月29日一部改正

この会則は平成26年5月18日一部改正

## 那覇市立垣花小学校 P T A 細則

### 第 1 条 (目 的)

この細則は、那覇市立垣花小学校 P T A 会則第 2 3 条に基づき、P T A の運営に関する必要な細則を定めることによって、迅速かつ円滑な P T A 活動に視することを目的とする。

### 第 2 条 (表 彰)

この規定は、那覇市立垣花小学校並びに P T A 活動に積極的に貢献し、顕著な功績があり他の範として推奨に値する業績もしくは善行があった個人、又は団体を表彰するために定める。

### 第 3 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

1. この会の正副会長、専門部の正副部長、各学年の正副委員長を通算して 3 年以上勤め、この会の発展のために寄与した者。
2. この会の評議委員並びに監査役を通算して 5 年以上勤め、この会の発展のために寄与した者。
3. 1. 2 の他に、学校および P T A に積極的協力し、その功績が顕著な者。

### 第 4 条 会員の表彰は、会員がこの会を退くときに行う。

### 第 5 条 表彰は、会長および学校長の連名にして、表彰状および記念品を添えて行う。

### 第 6 条 表彰は、原則として総会において行う。ただし、特別に必要なときは、評議員会もしくは常任委員会で行うことができる。

### 第 7 条 被表彰者の決定は、会長および学校長の内申に基づき、常任委員会の審査を経て評議委員会の承認を受けなければならない。ただし、特別に必要なときは、常任委員会をもって評議委員会に代えることができる。

### 第 8 条 (弔 費)

この規定は、本校 P T A の弔費に関する取り扱いを規定する。

### 第 9 条 次の各号いずれかに該当する場合は、告別式について新聞広告又は、弔花を献ずるか、または、香典料を支出する。

### 第 1 0 条 次の各号については、香典料を支出する。香典料は当分三千円とする。

1. 会員が死亡したとき。
2. 本校児童が死亡したとき。

### 第 1 1 条 弔費に係る各条の他に会長及び校長は、事案に応じて適当な措置を講ずることができる。

## 第12条（祝い金、見舞金）

本校並びに本会と関わりの深い個人及び団体の祝事や見舞いの事案については、校長、会長合議して適当に措置することができる。

## 第13条（雑 則）

1. 本会員は、会則第13条に基づき一般会計として一世帯あたり月額500円の会費を納付する。
2. 本会員は、会則第13条に基づき特別会計として一世帯あたり月額200円の会費を納付する。尚、特別会計の管理については、『特別会計規約』を定め、適正に取扱うものとする。

## 第14条 本会員は、会費の他に次の諸経費を納付する。（児童1人あたり月額）

1. 教育活動援助費 350円

## 第15条 本会に次の帳簿を備え、定めた期間保管しなければならない。

1. 会則綴り・・・・・・・・・・・・・・・・（永年）
2. 沿革史・・・・・・・・・・・・・・・・（永年）
3. 役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・（永年）
4. 表彰者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・（永年）
5. 会計諸帳簿・・・・・・・・・・・・・・（5年）
6. 諸会議録・・・・・・・・・・・・・・（3年）
7. 公文書綴り・・・・・・・・・・・・・・（3年）
8. 文書受付発送簿・・・・・・・・・・・・（3年）
9. その他必要な補助簿・・・・・・・・（適宜）

## 第16条（特別会計規約）

### 1. 積立基金

目的 10年毎の創立記念事業費及び体育館新築計画に伴う備品費用積立実施の為。

### 2. 本会計の支出は次のとおりとする

- ① 特別会計積立基金は主に10年毎の周年記念事業開催資金を目的とし、期成会（実行委員会）発足時は運用を委託できるものとする。
- ② 上記①以外の支出については、評議委員会の承認を得るものとし、総会にて報告する。

付 則 この細則は昭和60年5月25日から実施する。

この細則は平成15年5月23日一部改正

この細則は平成20年5月23日一部改正

この細則は平成29年5月28日一部改正